

## 全県分の調査結果

全県分とは、県内に立地する 57 ゴルフ場のうち、平成 27 年度に本県が調査を実施した 9 ゴルフ場及び政令市が調査を実施した 17 ゴルフ場（岡崎市（5 ゴルフ場）、春日井市（2 ゴルフ場）及び豊田市（10 ゴルフ場））の計 26 ゴルフ場を指す。

### 1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数		
		指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	19	0	91	17	0
殺菌剤	26	0	198	35	0
除草剤	15	0	81	24	0
植物成長調整剤	6	0	8	1	0
全 体	26	0	378	77	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果	指針値
殺虫剤	アセタミプリド	N.D.	1.8
	イソキサチオン	N.D.	0.08
	イミダクロプリド	N.D.	1.5
	エトフェンプロックス	N.D.	0.82
	クロチアニジン	N.D.	2.5
	クロラントラニリプロール	N.D.	6.9
	クロルピリホス	N.D.	0.02
	ダイアジノン	N.D.	0.05
	チアメトキサム	N.D. ~ 0.011	0.47
	チオジカルブ	N.D.	0.8
	テブフェノジド	N.D.	0.42
	テフルベンズロン	N.D.	0.26
	フェントロチオン (MEP)	N.D.	0.03
	フルベンジアミド	N.D.	0.45
	ペルメトリン	N.D.	1
ミルベメクチン	N.D.	0.7	
メトキシフェノジド	N.D.	2.6	
殺菌剤	アゾキシストロビン	N.D. ~ 0.003	4.7
	アミスルブロム	N.D.	2
	イソプロチオラン	N.D.	2.6
	イプロジオン	N.D.	3
	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 (注3)	N.D.	0.06 (イミノクタジンとして)
	イミベンコナゾール	N.D.	0.26
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	N.D.	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	N.D.	0.2
	キャブタン	N.D.	3
	クロロタロニル (IPN)	N.D.	0.4
	クロロネブ	N.D.	0.5
	シアゾファミド	N.D.	4.5
	ジフェノコナゾール	N.D.	0.25
	シメコナゾール	N.D.	0.22
	チウラム	N.D.	0.2
	チオファネートメチル	N.D. ~ 0.001	3
	チフルザミド	N.D. ~ 0.001	0.37
	テトラコナゾール	N.D.	0.1
	テブコナゾール	N.D.	0.77
	トリフロキシストロビン	N.D.	1
	トルクロホスメチル	N.D.	2
	バリダマイシン	N.D.	12
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	N.D.	1
	ピリベンカルブ	N.D.	1
	フルトラニル	N.D.	2.3
	プロキサカルブ塩酸塩	N.D.	7.7
	プロピコナゾール	N.D.	0.5
	ベンシクロン	N.D. ~ 0.004	1.4
	ベンチオピラド	N.D.	2
	ペンフルフェン	N.D.	0.53
	ボスカリド	N.D.	1.1
	ホセチル	N.D.	23
	メタラキシル及びメタラキシルM (注4)	N.D.	0.58 (メタラキシルとして)
メトコナゾール	N.D.	1	
メプロニル	N.D.	1	
除草剤	アシユラム	N.D. ~ 0.013	2(~H27.9.13) 10(H27.9.14~)
	イソキサベン	N.D.	1.3
	イマズスルフロン	N.D.	注 8
	インダジフラム	N.D.	0.5
	エトベンザニド	N.D.	1.1
	オキサジクロメホン	N.D.	0.24
	カフェンストロール	N.D.	0.07
	ジカンバ、ジカンバジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩 (注5)	N.D.	9.3 (ジカンバとして)
	シクロスルフアムロン	N.D.	0.8
	ジチオピル	N.D.	0.095
	シマジン (CAT)	N.D.	0.03
	トリクロピル	N.D.	0.06
	ナプロパミド	N.D.	0.3
	ピリプチカルブ	N.D.	0.23
	ピロキサスルホン	N.D.	0.5
	ブタミホス	N.D.	0.2

除草剤	フルボキサム	N.D.	0.21	
	プロジアミン	N.D.	1.7	
	プロピザミド	N.D. ~ 0.001	0.5	
	ペンディメタリン	N.D.	3.1	
	ベンフルラリン (ベスロジン)	N.D.	0.1	
	メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコプロップ P イソプロピルアミン塩及びメコプロップ P カリウム塩 (注 6)	N.D.	0.47 (メコプロップとして)	
	メソトリオン	N.D.	0.07	
	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩 (注 7)	N.D.	0.051 (MCPA として)	
	植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	N.D.	0.15

注1 測定結果の N.D.は報告下限値未満を示す。

注2 各調査機関により報告下限値は異なる。

注3 イミダジンアルベシル酸塩及びイミダジン酢酸塩をイミダジンとして測定し、指針値を評価している。

注4 マラキシル及びマラキシル M をマラキシルとして測定し、指針値を評価している。

注5 ジカンバ、ジカンバジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩をジカンバとして測定し、指針値を評価している。

注6 メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコプロップ P イソプロピルアミン塩及びメコプロップ P カリウム塩をメコプロップとして測定し、指針値を評価している。

注7 MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩を MCPA として測定し、指針値を評価している。

注8 イゾスルフロンは指針値が設定されていない。